

平成25年5月15日
神奈川県内広域水道企業団

平成25年度公共工事設計労務単価改定に係る特例措置について

神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）では、平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が、平成24年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比べ大幅に上昇したことに伴い、請負代金額を変更できる特例措置（以下「特例措置」という。）を次のとおり実施します。

1 特例措置の内容

平成25年4月1日以降に契約した工事のうち、旧労務単価を適用して積算した契約は、請負人からの請求により新労務単価に基づく請負代金額に変更できることとします。

2 変更方法

企業団は、請負人から請負代金額の変更協議の請求があった場合は、工事請負代金額の変更協議を行います。

3 請求期限

請負人が特例措置の通知を受けた日から7日以内とします。

4 請負金額の変更

変更後の請負金額については、次の方式により算出します。

変更後の請負金額 = $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価により積算された請負工事設計額

k ：当初契約の落札率 = $\text{当初請負金額} \div \text{当初設計額}$

問い合わせ先
神奈川県内広域水道企業団
契約検査課
課長補佐 市川
TEL 045-363-5629